（認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準の特例）

第四条　申請者たる認定放送持株会社の子会社のうち地上基幹放送の業務を行おうとする者に関し、法第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第九十三条第一項第四号ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基幹放送の業務に係る放送対象地域において、申請者たる認定放送持株会社の子会社が中波放送、短波放送又はコミュニティ放送（放送法施行規則別表第五号（注）十二のコミュニティ放送をいう。以下同じ。）以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者となる場合

二　その地上基幹放送の業務が行われることにより、その地上基幹放送の業務に係る放送対象地域において、申請者たる認定放送持株会社の子会社が中波放送、短波放送若しくはコミュニティ放送以外の超短波放送による地上基幹放送の業務（四以下に限る。）又はコミュニティ放送による地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者及びテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る同号イからハまでに掲げる者となる場合

三　隣接して連続する複数の放送対象地域（以下「連続放送対象地域」という。）のうちの一の放送対象地域においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務（県域放送（放送法施行規則別表第五号（注）十一の県域放送をいう。）であるものに限る。以下この号において同じ。）を行おうとする場合であって、その地上基幹放送の業務が行われることにより、連続放送対象地域の各放送対象地域（申請者がテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行おうとする放送対象地域を除く。）においてテレビジョン放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者（各放送対象地域ごとに一の基幹放送事業者に限る。以下この号において「特別基幹放送事業者」という。）の各々と申請者たる認定放送持株会社の子会社との間で、申請者が次に掲げるいずれかに該当する者となる場合（申請者たる認定放送持株会社の子会社が特別基幹放送事業者について法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者となる場合又は認定放送持株会社の子会社が申請者及び特別基幹放送事業者に係る同号ロに掲げる者となる場合であって、申請者及び当該特別基幹放送事業者が認定放送持株会社の子会社とならないときを除き、当該申請者及び特別基幹放送事業者に係る放送対象地域からなる連続放送対象地域が、当該連続放送対象地域のうちの一の放送対象地域に当該連続放送対象地域の他の全ての放送対象地域が隣接する位置関係にある場合又は基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令第三条第一項第三号括弧書の規定に基づき総務大臣が告示する地域に該当する場合に限る。）

イ　特別基幹放送事業者の地上基幹放送の業務に係る法第九十三条第一項第四号イに掲げる者

ロ　二の基幹放送事業者の間においていずれか一方が他方の議決権の五分の一以上を有する関係又はいずれか一方の議決権の五分の一以上を保有される関係（以下「議決権の保有関係」という。）を特別基幹放送事業者との間において有する者

ハ　特別基幹放送事業者と議決権の保有関係を通じて連鎖関係にある一又は二以上の特別基幹放送事業者が介在することとなる者

四　特定地上基幹放送事業者たる認定放送持株会社の子会社が、その行う地上基幹放送の業務に係る放送対象地域において自己に属する他の特定地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみにより地上基幹放送の業務を行う場合

五　認定放送持株会社の子会社が、コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う場合であって、申請者たる認定放送持株会社の子会社が、その放送対象地域の全部又は一部を含む市町村の区域の一部を放送対象地域の全部又は一部とする他のコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に係る法第九十三条第一項第四号イからハまでに掲げる者（当該市町村の区域の一部を放送対象地域の全部又は一部としない他のコミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者に係る同号イからハまでに掲げる者を除く。）である場合（申請者たる認定放送持株会社の子会社が同号ロに掲げる者となる場合であって、コミュニティ放送による地上基幹放送の業務を行う者が認定放送持株会社の子会社とならないときを除く。）であって、コミュニティ放送の普及等のために特に必要があると認める場合

六　申請者たる認定放送持株会社の子会社が行う地上基幹放送の業務が多重放送又は臨時目的放送の業務である場合

七　申請者たる認定放送持株会社の子会社（当該子会社に係る法第九十三条第一項第四号ロ及びハに掲げる者を含む。）が衛星基幹放送の業務を行う者である場合において衛星基幹放送の業務を行う者が次条に規定する場合に適合しない場合における当該申請者以外の者が地上基幹放送の業務を行う場合

八　基幹放送の普及等のため特に必要があると認める場合

2　次の表の第一欄に掲げる場合における前条の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる同条の規定中、同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
前項第一号及び第二号に掲げる場合	第一号	イからハまで	ロ
	第一号ロ	都府県の数とする。	都府県の数とし、次条第一項第一号又は第二号の規定の適用を受ける場合であって放送対象地域が重複しているものにあっては、放送対象地域の数が多い方の数（放送の放送対象地域の数が同数である場合は当該同数）とする。
前項第三号に掲げる場合	第一号	イからハまで	イ及びロ
前項第五号に掲げる場合	第一号	イからハまで	イ及びロ
	第一号ロ	都府県の数とする。	都府県の数とし、次条第一項第五号の規定の適用を受けるコミュニティ放送に係るものにあっては一とする。
前項第六号に掲げる場合	各号列記以外の部分	次の各号	次の各号（第一号を除く。）

3　第一項第一号及び第二号の規定は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるときに該当する場合には、適用しない。

一　第一項第一号　申請者たる認定放送持株会社の子会社が法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者となる場合又は認定放送持株会社の子会社が申請者及び中波放送、短波放送若しくは超短波放送による地上基幹放送の業務に係る者に係る同号ロに掲げる者となる場合であって、中波放送、短波放送又は超短波放送による地上基幹放送の業務に係る者が認定放送持株会社の子会社とならないとき。

二　第一項第二号　申請者たる認定放送持株会社の子会社が法第九十三条第一項第四号ロに掲げる者となる場合又は認定放送持株会社の子会社が申請者及び中波放送、短波放送若しくは超短波放送又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る者に係る同号ロに掲げる者となる場合であって、中波放送、短波放送若しくは超短波放送又はテレビジョン放送による地上基幹放送の業務に係る者が認定放送持株会社の子会社とならないとき。